

年度 指定障害児通所支援事業所等自己点検シート

事業種別【

放課後等デイサービス
共生型放課後等デイサービス
】
運営編

自己点検シートについて

- ◎ このシートは… 事業所運営が適正に行えているかどうかを各事業所が自主的に点検するためのシートです。
- ◎ 点検時期は… 6月1日～30日の状況を点検します。点検は毎年実施してください。
(新規指定事業所は、指定を受けた月の翌月1ヶ月間の状況を点検します。)
- ◎ 点検の方法は… 各点検項目について、○又は×を記入します。
事業所対象外(又は事例なし)の場合は、斜線を引きます。
※「努めているか」の回答は、既に対応済みの場合又は対応に向け努力している場合に○を記入します。
- ◎ 点検後の処理… 点検項目は指定基準に準じています。
×を記した項目は、基準等の違反となります。
基準を確認し、適正に運営してください。
- ◎ シートの保管は… 次年度の点検実施時まで保管してください。
県の指示があった場合は、提出してください。

事業者は当自己点検シートに加え、「放課後等デイサービスガイドラインについて」(平成27年4月1日障発第0401第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)を参照の上、当通知別添「事業者向け放課後等デイサービス自己評価表」及び「保護者向け放課後等デイサービス評価表」を活用し、評価及び公表を実施してください。

<掲載場所>障害福祉情報サービスかながわ

「書式ライブラリ」→「1. 神奈川県からのお知らせ（1-3 厚労省からのお知らせ）」
(2015/04/14)

指定日	平成 31 年 7 月 1 日
点検日	令和 2 年 7 月 20 日

*1 但し、点検項目については、当該年度の6月1日～30日の状況で記入してください。点検は毎年実施してください。

点検者	管理者 宮田 佳江
-----	-----------

*2 原則、管理者が点検者です。

事業所概要

事業所番号	1 4 5 2 4 0 0 3 7 5
事業所名称	(フリガナ) ショウナンコクサイアフタースクールチガサキ 湘南国際アフタースクール茅ヶ崎
事業所所在地	〒253-0045 茅ヶ崎市十間坂1-2-3

凡例 法=児童福祉法

条例=指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

一般原則

(条例第4条)

- | | | |
|---|---|-----------------------|
| 1 | 障害児の保護者(通所給付決定保護者)及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた通所支援計画を作成し、これに基づき障害児に対してサービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施すること、その他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的にサービスを提供しているか。 | <input type="radio"/> |
| 2 | 利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めているか。 | <input type="radio"/> |
| 3 | 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。 | <input type="radio"/> |
| 4 | 利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他等必要な体制を整備するとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。 | <input type="radio"/> |

基本方針

(条例第72条 共生型 準用)

- | | | |
|---|--|-----------------------|
| 5 | 障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるように、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとなっているか。 | <input type="radio"/> |
|---|--|-----------------------|

従業者の員数 * 共生型を除く

(条例第73条)

- * 従業員の員数に関する基準の適用について、
 - * 生活介護事業所が共生型児童発達支援、共生型放課後等デイサービスを行う場合、共生型サービスの利用者を含む全ての利用児者の合計数に対して、生活介護の基準上必要な職員を配置することに留意。
 - * 介護保険の事業所が共生型児童発達支援、共生型放課後等デイサービスを行う場合、共生型サービスの利用者を含む全ての利用者の合計数に対して、介護保険の基準上必要な職員を配置することに留意。
- (条例第78条の2 準用 第55条の2(1)、条例第55条の3(2)、条例第55条の4(4))

<主として重症心身障害児を通わせる場合以外>

- | | | |
|---|--|-------------------------------------|
| 6 | 指定放課後等デイサービスの事業を行う事業所(「放課後等デイサービス事業所」)に置くべき従業者及びその員数は次のとおりとなっているか。 | <input type="radio"/> |
| 児童指導員、保育士
又は障害福祉サー
ビス経験者 | | |
| 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行つ時間帯を通じてもっぱら当該サービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が1又は2に定める数以上であるか。 | | |
| イ | 障害児の数が10までのもの 2以上 | <input type="radio"/> |
| ロ | 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち、1人以上は、常勤となっているか。 | | |
| 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士となっているか。 | | |
| 障害児に対する効果的かつ適切な指定通所支援を行ふ観点から、適切な方法により、指定通所保護決定保護者及び障害児の解決すべき課題を把握した上で、通所支援計画の作成及び提供したサービスの客観的な評価等を行っているか。 | | |
| 指定児童発達支援事業所ごとに1人以上配置しているか。 | | |
| 1人以上は、専任であるか。 | | |
| 児童発達支援管理責任者は、実務経験を有し、かつ、必要な研修を受講しているか。(H31.4から5年ごとに更新研修を受講する等、新体系となっていることに注意) | | |
| | | |

機能訓練担当職員	日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を配置しているか。
----------	---

- * 障害福祉サービス経験者は、高等學校を卒業した者等であつて障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスに2年以上従事した者ことをいう。
- * 機能訓練担当職員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び心理指導担当職員の訓練を担当する職員をいう。
- * 当該機能訓練担当職員が、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。
- * 介護保険の事業所及び指定生活介護事業所が共生型児童発達支援を行う場合は、児童発達支援管理責任者は必ず置くこととする。

* 共生型放課後等デイサービス事業所の場合のみ
(条例第78条の2 準用 第55条の2(2)、条例第55条の3(3)、条例第55条の4(5))

共生型放課後等デイサービスの障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けているか。

<主として重症心身障害児を通わせる場合>

7	主として重症心身障害児を通わせる事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。
---	--

嘱託医	1以上
看護職員	1以上
児童指導員又は保育士	1以上
機能訓練担当職員	1以上
児童発達支援管理責任者	1以上 児童発達支援管理責任者は、実務経験を有し、かつ、必要な研修を受講しているか。(H31.4から5年ごとに更新研修を受講する等、新体系となっていることに注意)

* 職務の専従

8	上記に規定する従業者は、専ら当該事業所の職務に従事する者又は指定放課後等デイサービスの単位ごとに専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる者となっているか。
---	--

勤務形態一覧表を、月毎に整備してください。
県の指示があった場合は、指定された期間の勤務形態一覧表を提出してください。――添付――

管理者

(条例第74条(準用第8条) 共生型 準用)

* 兼務無の場合

9	指定放課後等デイサービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。
---	--

* 兼務有の場合

10	当該事業所の管理業務に支障がないか。
----	--------------------

当該指定放課後等デイサービス事業所の基準上の配置に含めている場合は、当該事業所に専従か。

同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内にある他の事業所又は施設等の管理者または従業者として職務に従事しているか。

管理者氏名	一宮田佳江	兼務有無	有
兼務している職種	→児童指導員		
兼務している事業所又は施設の名称	→湘南国際アフタースクール藤沢		
兼務先までの移動	→(交通手段)	(所要時間)	
兼務先の勤務時間数	→週	32 時間	

設備 * 共生型を除く

(条例第75条)

- 11 指導訓練室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えているか。
- 12 指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えているか。
- 13 上記の設備及び備品等は、専ら当該事業の用に供するものであるか。
- * 指定通所介護事業者、地域密着型通所介護事業者が共生型放課後等デイサービスを行う場合
(条例第78条の2 準用 55条の3(1))
- 14 指定通所介護等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数及び共生型放課後等デイサービスの障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上となっているか。

* 指定小規模多機能型居宅介護事業者等が共生型児童発達支援を行う場合

(条例第78条の2 準用 55条の4(3))

- 15 居間及び食堂は、機能を十分に發揮し得る適當な広さを有しているか。

利用定員 * 共生型を除く

(条例第76条)

* 定員は、共生型サービス利用者を含む全ての利用者の合計数で考えることに留意
(平成30年3月30日 平成30年度指定障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1 問3)

- 16 利用定員は10人以上となっているか。

※利用定員とは、1日に設置される単位ごとの利用定員の合計の最大数をいう。

[多機能型事業所の場合の特例](指定通所支援事業のみを行う多機能型事業所に限る。)

(条例第92条)

- 17 利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上(主として、重症心身障害児を通わせる多機能型事業所にあっては、利用定員を5人以上)としているか。

[多機能型事業所の場合の特例]

(指定通所支援事業に加え、指定障害福祉サービス事業も併せて行う多機能型事業所)

- 18 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所(指定障害福祉サービス事業も併せて行う場合に限る。)は、指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上(指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて5人以上)としているか。

* 指定小規模多機能型居宅介護事業者等が共生型放課後等デイサービスを行う場合

(条例第78条の2 準用 第55条の4(1))

- 19 登録定員(小規模多機能型居宅介護事業所等と共生型サービスの登録者の合算)については、29人(サテライト型の場合は18人)以下としているか。

* 指定小規模多機能型居宅介護事業者等が共生型放課後等デイサービスを行う場合
(条例第78条の2 準用 第55条の4(2))

20

通いサービスの利用定員(小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者数と共生型の通いサービスの利用児者の数の合算)については、登録定員の2分の1から15人までの範囲内としているか。なお、登録定員が25人を超える場合は、次の表(サテライト型においては12人)に記載する範囲内としているか。

登録定員	通いサービスの利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

内容及び手続の説明及び同意

(条例第78条(準用第13条) 共生型 準用)

21

通所給付決定保護者からの利用の申込みがあったときは、当該障害児に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した機関の名称、評価結果の開示状況)等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。

22

契約書、重要事項説明書は2部作成し、署名、押印の上、1部を事業所で保管しているか。

契約支給量の報告等

(条例第78条(準用第14条) 共生型 準用)

23

指定放課後等デイサービスの提供に係る契約が成立した時は、通所給付決定保護者の受給者証に当該事業者及び事業所の名称、指定放課後等デイサービスの内容、当該事業者が当該通所給付決定保護者に提供する月当たりの指定放課後等デイサービスの量(契約支給量)、契約日等の必要な事項を通所受給者証に記載しているか。

24

当該契約に係る指定放課後等デイサービスの提供が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月で既に提供した放課後等デイサービスの量を記載しているか。

25

指定放課後等デイサービスの利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。

提供拒否の禁止

(条例第78条(準用第15条) 共生型 準用)

26

次に記載する正当な理由がなく、指定放課後等デイサービスの提供を拒んでいないか。

正当な理由

利用定員を超える利用申込みがあった場合

件

入院治療が必要な場合

件

運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定放課後等デイサービスを提供することが困難な場合
なお、支援の不十分さを伝え利用申込者から断らせる等、実質的に障害の程度等により提供を拒否をしていないか。

件

件

連絡調整に対する協力

(条例第78条(準用第16条) 共生型 準用)

27

市町村又は障害児相談支援事業者が行う障害児の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に対し、指定通所支援の円滑な利用の観点から、できる限り協力しているか。

サービス提供困難時の対応

(条例第78条(準用第17条) 共生型 準用)

- 28 通常の事業の実施地域等を勘案し、適切な指定放課後等デイサービスを提供することが困難であると認めた場合には、他の適当な指定事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。

受給資格の確認

(条例第78条(準用第18条) 共生型 準用)

- 29 指定放課後等デイサービスの提供を求められた場合は、通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確かめているか。

障害児通所給付費の支給の申請に係る援助

(条例第78条(準用第19条) 共生型 準用)

- 30 指定放課後等デイサービスに係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあつた場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行えるよう必要な援助を行っているか。

- 31 指定放課後等デイサービスに係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。

心身の状況等の把握

(条例第78条(準用第20条) 共生型 準用)

- 32 指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、障害児の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。

保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携等

(条例第78条(準用第21条) 共生型 準用)

- 33 指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。

- 34 指定放課後等デイサービスの提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。

サービスの提供の記録

(条例第78条(準用第22条) 共生型 準用)

- 35 指定放課後等デイサービスを提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を、提供の都度記録しているか。

通所給付決定保護者及び指定放課後等デイサービス事業者が、その時点での指定放課後等デイサービスの利用状況等を把握できるようにするため、指定放課後等デイサービスを提供した際には、以下の項目について記録しているか。

当該指定放課後等デイサービスの提供日

提供したサービスの具体的な内容

利用者負担額等に係る必要な事項

後日一括して記録するのではなく、サービスの提供の都度記録しているか。

- 36 サービス提供の記録に通所給付決定保護者から指定放課後等デイサービスを提供したことについて確認を受けているか。

通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等

(条例第78条(準用第23条) 共生型 準用)

- 37 通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求める能够なのは、金銭の使途が直接障害児の便益を向上させるものであって、通所給付決定保護者に支払を求めることが適當であるものに限っているか。

- 38 金銭の使途、額、支払を求める理由について書面により明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対し説明を行い、同意を得ているか(利用者負担額を除く。)。

通所利用者負担額等の受領

(条例第77条 共生型 準用)

- 39 法定代理受領サービスとして提供される指定放課後等デイサービスについての利用者負担額として、通所給付決定保護者の家計の負担能力等をしん酌して児童福祉法施行令において定める額の支払を受けているか。

- 40 法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供したときは、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払を受けているか。

- 41 指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次の費用の支払いを通所給付決定保護者から受ける場合、受領可能な費用範囲内であり、受領に係る基準を遵守しているか。

受領可能な費用の範囲

日用品費

指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適當と認められるもの

(以下「その他の日常生活費」という。)→「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて」(平成24年3月30日障発第0330第31号参照)

障害児及び通所給付決定保護者の希望によって身の回り品として日常生活に必要なものの(歯ブラシや化粧品等)を事業者又は施設が提供する場合に係る費用

障害児及び通所給付決定保護者の希望によって教養娯楽等として日常生活に必要なものの(クラブ活動・行事における材料費等)を事業者又は施設が提供する場合に係る費用

*「その他の日常生活費」の受領に係る基準

「その他の日常生活費」の徴収を行うに当たって、次の基準が全て遵守されているか。

「その他の日常生活費」の対象となる便宜と、障害児通所給付費の対象となっているサービスとの間に重複関係がないか。

障害児通所給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用はないか。お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金等のあやふやな名目の費用の徴収は認められないため、費用の内訳が明らかにされているか。

「その他の日常生活費」の受領は、通所給付決定保護者等に事前に十分な説明を行い、その同意を得ているか。

「その他の日常生活費」の受領は、その対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われているか。

「その他の日常生活費」の対象となる便宜及びその額は、事業者又は施設の運営規程において定められており、また、サービスの選択に資すると認められる重要な事項として、当該事業者又は施設の見やすい場所に掲示されているか。

42 上記の費用の支払を受けた場合は、支払った通所給付決定保護者に領収証を交付しているか。

43 上記の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、内容、費用について説明を行い、同意を得ているか。

通所利用者負担額に係る管理

(条例第78条(準用第25条) 共生型 準用)

44 障害児が同一の月に他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援も受けた場合において、通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定放課後等デイサービス及び他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額を算定しているか。

45 当該通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定障害児通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しているか。

障害児通所給付費の額に係る通知等

(条例第78条(準用第26条) 共生型 準用)

46 法定代理受領により市町村から障害児通所給付費の支給を受けた場合には、通所給付決定保護者に対し、障害児通所給付費の額を通知しているか。

47 法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスに係る費用の支払を受けた場合には、提供した指定放課後等デイサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記録したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しているか。

放課後等デイサービスの取扱方針

(条例第78条(準用第27条) 共生型 準用)

48 放課後等デイサービス計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じ、当該利用児の支援を適切に行うとともに、指定放課後等デイサービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。

49 放課後等デイサービスガイドライン(平成27年4月1日障発0401 第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)を参考にするよう努めているか。

50 従業者は、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項(指定放課後等デイサービス計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等を含む)について、理解しやすいように説明を行っているか。

51 自らその提供する指定放課後等デイサービスの質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する指定放課後等デイサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。

52 上記により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図っているか。

質の評価確認事項

当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備及び備品等の状況

関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況	<input type="radio"/>
緊急時等における対応方法及び非常災害対策	<input type="radio"/>
指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況	<input type="radio"/>

- 53 おおむね1年に1回以上、上記の評価及び改善の内容をインターネット等で公表しているか。

放課後等デイサービス計画の作成等

(条例第78条(準用第28条) 共生型 準用)

- 54 管理者は、児童発達支援管理責任者に指定放課後等デイサービスに係る放課後等デイサービス計画の作成の業務を担当させているか。

- 55 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い、障害児の発達を支援する上で適切な支援内容の検討しているか。

アセスメントでの把握事項

障害児の有する能力

置かれている環境

日常生活全般の状況

通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活

課題

- 56 アセスメントに当たっては、児童発達支援管理責任者が面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得たうえで面接を行っているか。

- 57 児童発達支援管理責任者はアセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、放課後等デイサービス計画の原案を作成しているか。また、この場合において当該事業所が提供する放課後等デイサービス以外の保健医療サービスまたはその他の福祉サービス等の連携も含めて放課後等デイサービス計画の原案に位置付けるよう努めているか。

計画記載事項

通所給付決定保護者及び障害児の生活に関する意向

障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期

生活全般の質を向上させるための課題

指定放課後等デイサービスの具体的な内容

指定放課後等デイサービスを提供する上で留意する事項等

- 58 児童発達支援管理責任者は、障害児に対するサービス提供に当たる担当者等を招集して、放課後等デイサービス計画の作成に係る会議を開催し、放課後等デイサービス計画の原案の内容について意見を求めているか。

- 59 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対して説明し、文書により同意を得ているか。

60 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画を作成した際には、当該放課後等デイサービス計画を通所給付決定保護者に交付しているか。

61 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成後、モニタリングを行うとともに、少なくとも6月に1回以上、当該計画の見直しを行い、必要に応じて放課後等デイサービス計画の変更を行っているか。

62 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続して行い、特段の事情のない限り、次の定めることにより行っているか。

モニタリング注意点

定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接しているか。

定期的にモニタリングを行い、その結果を記録しているか。

63 放課後等デイサービス計画の変更についても、上記のとおりに行っているか。

児童発達支援管理責任者の責務

(条例第78条(準用第29条) 共生型 準用)

64 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成等のほかに、次に掲げる業務を行っているか。

児童発達支援管理責任者の計画作成以外の業務

下記に規定する相談及び援助を行っているか。

他の従業者に対する技術指導及び助言を行っているか。

相談及び援助

(条例第78条(準用第30条) 共生型 準用)

65 常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行い、積極的に障害児の生活の質の向上を図っているか。

指導、訓練等

(条例第78条(準用第31条) 共生型 準用)

66 障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行っているか。

障害児の人格に十分に配慮して実施しているか。

67 障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。

68 障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行っているか。

69 事業者は、常時一人以上の従業者を指導、訓練等に従事させているか。

70 事業者は、障害児に対して、通所給付決定保護者の負担により、従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせていないか。

社会生活上の便宜の供与等

(条例第78条(準用第33条) 共生型 準用)

- 71 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のための(スポーツ、文化的活動等の)レクリエーション行事を行っているか。

- 72 常に障害児の家族との連携を図るよう努めているか。

当該事業所の会報の送付、当該事業所が実施する行事への参加の呼びかけ等によって障害児とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めているか。

緊急時等の対応

(条例第78条(準用第35条) 共生型 準用)

- 73 指定放課後等デイサービスの提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。

運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じているか。

通所給付決定保護者に関する市町村への通知

(条例第78条(準用第36条) 共生型 準用)

- 74 指定放課後等デイサービスを受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。

管理者の責務

(条例第78条(準用第37条) 共生型 準用)

- 75 管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。

- 76 管理者は、従業者に遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。

運営規程

(条例第78条(準用第38条) 共生型 準用)

- 77 事業所ごとに、事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。

重要事項

事業の目的及び運営の方針

従業者の職種、員数及び職務の内容

営業日及び営業時間

利用定員(1日に設置される単位ごとの利用定員の合計の最大数をいうもの。)

複数の放課後等デイサービスの単位が設置されている場合は、放課後等デイサービスの単位ごとに利用定員を定めているか。

指定放課後等デイサービスの内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額

通常の事業の実施地域(客観的にその区域が特定されるものとしているか。)

通常の事業の実施地域は、利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではない。
また、障害の程度等により自ら通所することが困難な障害児に対しては、円滑な指定児童発達支援の利用が図られるよう、指定放課後等デイサービス事業所が送迎を実施するなどの配慮を行う必要があるが、障害児の自立能力の獲得を妨げないようにしなければならない。

サービスの利用にあたっての留意事項	<input type="radio"/>
緊急時等における対応方法	<input type="radio"/>
非常災害対策	<input type="radio"/>
事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類	<input type="radio"/>
虐待の防止のための措置に関する事項	<input type="radio"/>
その他運営に関する重要事項	<input type="radio"/>

↓

苦情解決の体制等について定めているか。	<input type="radio"/>
障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針に規定する地域生活支援拠点等である場合は、地域生活支援拠点である旨と拠点等の必要な機能のうち備える機能を記載しているか。	<input checked="" type="checkbox"/>

勤務体制の確保等

(条例第78条(準用第39条) 共生型 準用)

78 障害児に対し、適切な指定放課後等デイサービスを提供できるよう、指定放課後等デイサービス事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。	<input type="radio"/>
原則として月ごとの勤務表を作成しているか。 従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。	<input type="radio"/> <input checked="" type="checkbox"/>
79 指定放課後等デイサービス事業所ごとに、当該指定放課後等デイサービス事業所の従業者によって指定放課後等デイサービスを提供しているか。(ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等も可。)	<input type="radio"/>
80 従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保しているか。	<input type="radio"/>

定員の遵守

(条例第78条(準用第40条) 共生型 準用)

* 定員は、共生型サービス利用者を含む全ての利用者の合計数で考えることに留意
(平成30年3月30日 平成30年度指定障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1 問3)

81 災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合を除いて利用定員を超えて、指定放課後等デイサービスの提供を行っていないか。	<input type="radio"/>
--	-----------------------

非常災害対策

(条例第78条(準用第41条) 共生型 準用)

82 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。	<input type="radio"/>
(消火設備その他の非常災害に際して必要な設備) 消防法その他法令等に規定された設備を指しており、それら設備を確實に設置しているか。	<input type="radio"/>
(非常災害に関する具体的な計画) 消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定に基づき定められる者に行わせているか。	<input type="radio"/>
(関係機関への通報及び連絡体制の整備) 火災等の災害時に、地域への消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを整備しているか。	<input type="radio"/>

83	非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	<input type="radio"/>
----	--------------------------------------	-----------------------

衛生管理等

(条例第78条(準用第42条) 共生型 準用)

84	障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行ってい るか。	<input type="radio"/>
----	--	-----------------------

85	事業所において感染症又食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めているか。	<input type="radio"/>
----	--	-----------------------

必要な措置

従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るために、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じて いるか。

感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じて保健 所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保っているか。

特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、 その発生及びまん延を防止するための措置について、別途発出されている通知等(別紙参 照)※に基づき、適切な措置を講じているか。

空調設備等により事業所内の適温の確保に努めているか。

協力医療機関

(条例第78条(準用第43条) 共生型 準用)

86	指定放課後等デイサービス事業者は、障害児の病状の急変に備えるため、あらかじめ、協 力医療機関を定めているか。 (事業所から近距離にあることが望ましい)	<input type="radio"/>
----	--	-----------------------

重要事項の掲示

(条例第78条(準用第44条) 共生型 準用)

87	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他 の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しているか。	<input type="radio"/>
----	--	-----------------------

身体的拘束等の禁止

(条例第78条(準用第45条) 共生型 準用)

88	指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体 を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する 行為を行っていないか。	<input type="radio"/>
----	--	-----------------------

やむを得ず身体的拘束を行う場合の手続き等

身体的拘束を行う判断は、切迫性、非代替性、一時性の全ての要件に当てはまるかを確認 して いるか。

やむを得ず身体的拘束を行う場合は、個別支援会議等において組織として慎重に検討・決 定しているか。

やむを得ず身体的拘束を行う場合には、個別支援計画に身体的拘束の様態及び時間、緊 急やむを得ない理由を記載しているか。

やむを得ず身体的拘束を行う場合には、利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得て いるか。

身体的拘束の具体的な内容

- ①車いすやベッド等に縛り付ける。
- ②手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③行動を制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ④支援者が自分の体で利用者を押さえ付けて行動を制限する。
- ⑤行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

* 「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」
(平成30年6月 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課 地域生活支援推進室) 24ページ
以降を参照。 (<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakujouhou-12200000-Shakaiengokujushougaikufukushibu/0000211204.pdf>)

89

やむを得ず身体的拘束等を行う場合、次の事項を記録しているか

緊急やむを得ない理由(切迫性・非代替性・一時性)

様様

時間

利用者の心身の状況

個別支援計画(緊急やむを得ない理由、様様、時間、利用者の心身の状況の記載があるもの)

虐待等の禁止

(条例第78条(準用第46条) 共生型 準用)

90

従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。

秘密保持等

(条例第78条(準用第48条) 共生型 準用)

91

指定放課後等デイサービス事業所の従業員及び管理者は、正当な理由なく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。

92

従業者及び管理者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。

従業者等が、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決めるなどの措置を講じているか。

他の指定放課後等デイサービス事業者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。

* この同意は、サービス提供開始時に障害児及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。

情報の提供等

(条例第78条の2(準用第49条) 共生型 準用)

93

指定放課後等デイサービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定放課後等デイサービス事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行っているか。

94

広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。

利益供与等の禁止

(条例第78条(準用第50条) 共生型 準用)

95

障害児相談支援事業者若しくは一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定放課後等デイサービス事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。

96

障害児相談支援事業等、障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受していないか。

苦情解決

(条例第78条(準用第51条) 共生型 準用)

- 97 提供した指定放課後等デイサービスに関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。

必要な措置

相談窓口の設置

苦情解決の体制整備

苦情解決の手順整備

* 当該措置の概要については、利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましい。

- 98 当該苦情(指定放課後等デイサービス事業所が提供したサービスとは関係のないものは除く)の受付日、内容等を記録しているか。

苦情がサービスの質の向上を図る上で重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行っているか。

- 99 障害児又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。

- 100 障害児又はその家族からの苦情に関して県が行う調査に協力するとともに、県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。

- 101 県、市町村から求めがあった場合には、上記の改善の内容を県、市町村に報告しているか。

- 102 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。

地域との連携

(条例第78条(準用第52条) 共生型 準用)

- 103 事業の運営に当たっては、地域住民、地域においてその自発的な活動を行うもの等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めているか。

事故発生時の対応

(条例第78条(準用第53条) 共生型 準用)

- 104 障害児に対する指定放課後等デイサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに県、市町村、当該障害児の家族等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。

※ 県への事故報告については、「障害福祉サービスかながわ」に手順等、掲示されています。【参照先⇒障害福祉サービスかながわ>書式ライブラリ>1. 神奈川県からのお知らせ>1. 神奈川県からのお知らせ】

- 105 障害児に対する指定放課後等デイサービスの提供により事故が発生した場合は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。

- 106 障害児に対する指定放課後等デイサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。

留意事項

事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めているか。

事業所に自動体外式除細動器(AED)を設置するよう努めているか。 または、事業所の近隣にAEDが設置され、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携の構築に努めているか。	<input type="checkbox"/>
救命講習等を受講するよう努めているか。	<input type="checkbox"/>
賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、賠償責任保険に加入しているか。	<input type="checkbox"/>

*「福祉サービスにおける危機管理(リスクマネジメント)に関する取り組み指針」(平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会)を参照。

会計の区分

(条例第78条(準用第54条) 共生型 準用)

- 107 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定放課後等デイサービスの事業の会計をその他 の事業の会計と区分しているか。

記録の整備

(条例第78条(準用第55条) 共生型 準用)

- 108 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。
- 109 障害児に対する指定放課後等デイサービスの提供に関する諸記録を整備し、5年間保存しているか。

放課後等デイサービスの提供に関する諸記録

- | | |
|--------------------------------|-----------------------|
| 提供した指定放課後等デイサービスに係る必要な事項の提供の記録 | <input type="radio"/> |
| 放課後等デイサービス計画 | <input type="radio"/> |
| 市町村への通知に係る記録 | <input type="radio"/> |
| 身体拘束等の記録 | <input type="radio"/> |
| 苦情の内容等の記録 | <input type="radio"/> |
| 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | <input type="radio"/> |

指定障害児通所支援事業所の名称等の変更の届出等

(児童福祉法施行規則第18条の35)

- 110 次の事項に変更があったときは、10日以内に知事に届け出ているか。

届出事項

- | | |
|--------------------------------------|-----------------------|
| 事業所の名称、所在地 | <input type="radio"/> |
| 申請者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 | <input type="radio"/> |
| 申請者の定款、寄附行為、その登記事項証明書又は条例等 | <input type="radio"/> |
| 事業所の平面図及び設備の概要 | <input type="radio"/> |
| 管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴 | <input type="radio"/> |
| 運営規程 | <input type="radio"/> |
| 役員の氏名、生年月日及び住所 | <input type="radio"/> |
| 障害児通所給付費の請求に関する事項(体制届により速やかに) | <input type="radio"/> |

業務管理体制の整備

(法第21条の5の26)

111

障害児等の人格を尊重するとともに、法又は同法に基づく命令を遵守し、障害児のため忠実にその職務を遂行し、業務管理体制を整備しているか。

法令を遵守するための体制の確保に係る責任者(法令遵守責任者)を選任しているか。

情報公表対象サービス等情報の報告

(法第33条の18)

112

情報公表対象サービス等情報を毎年知事に報告しているか。

その他

113

ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」にお知らせ配信用メールアドレスを登録しているか。

1ヶ月以内に、障害福祉情報サービスかながわ(アドレス:jiritsu.shien@rakuraku.or.jp)からメールが届いているか。

以上